

# 隠岐の島町生涯スポーツ推進計画

令和3年3月策定

隠岐の島町教育委員会

# 目 次

## 第Ⅰ章 隠岐の島町生涯スポーツ推進計画の基本的事項

- 1、推進計画策定について……………P2～3
  - (1) 生涯スポーツの意義
  - (2) スポーツ基本法とスポーツ推進の基本方針
- 2、推進計画策定の趣旨について……………P4
- 3、推進計画の性格と位置づけ……………P4
- 4、推進計画の期間について……………P4

## 第Ⅱ章 推進計画の基本理念、目標

- 1、基本理念……………P5
- 2、基本目標……………P5
- 3、基本方針……………P6

## 第Ⅲ章 基本方針の現状と課題及び具体的施策

### 基本方針 1

- 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備……………P7～10

### 基本方針 2

- 健康で活力に満ちた長寿社会、ライフステージに応じた支援……………P11～12

### 基本方針 3

- 競技スポーツの振興……………P13～15

## 第Ⅳ章 スポーツ推進計画体系図

- 1、隠岐の島町生涯スポーツ推進計画体系図……………P16

# 第Ⅰ章 隠岐の島町生涯スポーツ推進計画の基本的事項

## 1、推進計画策定について

### (1)生涯スポーツの意義

健康で明るい生活を送ることは、世代を越えた住民共通の願いであり、これを支える大きな柱の一つがスポーツです。

また、スポーツとはすべての人々に大きな感動や楽しみや、活力をもたらすものであり、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎です。

生涯スポーツとは、住民一人ひとりがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツを生涯にわたって楽しむことです。

さらに、青少年の健全育成や地域コミュニティの活性化など活力あるまちづくりにおいても重要な役割を果たすものです。

### (2)スポーツ基本法とスポーツ推進の基本方針について

スポーツ基本法では地方公共団体は、「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(地方スポーツ計画)を定めるよう努めるものとする。」と規定されています。

国は、平成29年3月に第2期スポーツ基本計画を策定し、スポーツ基本法に示された理念の実現に向け、「スポーツ推進の基本方針を総合的かつ計画的に取り組むべき施策」を次ページのとおり示しています。

- ① スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
  - ・スポーツ参画人口の拡大
    - 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
    - 学校体育をはじめ子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上
    - ビジネスパーソン、女性、障がい者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ
  - ・スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実
    - スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
    - 総合型地域スポーツクラブの質的充実
    - スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
    - 大学スポーツの振興
- ② スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
  - ・スポーツを通じた共生社会等の実現
    - 障がい者スポーツの振興等
    - スポーツを通じた健康増進
    - スポーツを通じた女性の活躍促進
  - ・スポーツを通じた経済・地域の活性化
    - スポーツの成長産業化
    - スポーツを通じた地域活性化
  - ・スポーツを通じた国際社会の調和ある発展
- ③ 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
  - ・中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
  - ・次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
  - ・スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
  - ・トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実
- ④ クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上
  - ・コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
  - ・ドーピング防止活動の推進

## 2、推進計画策定の趣旨について

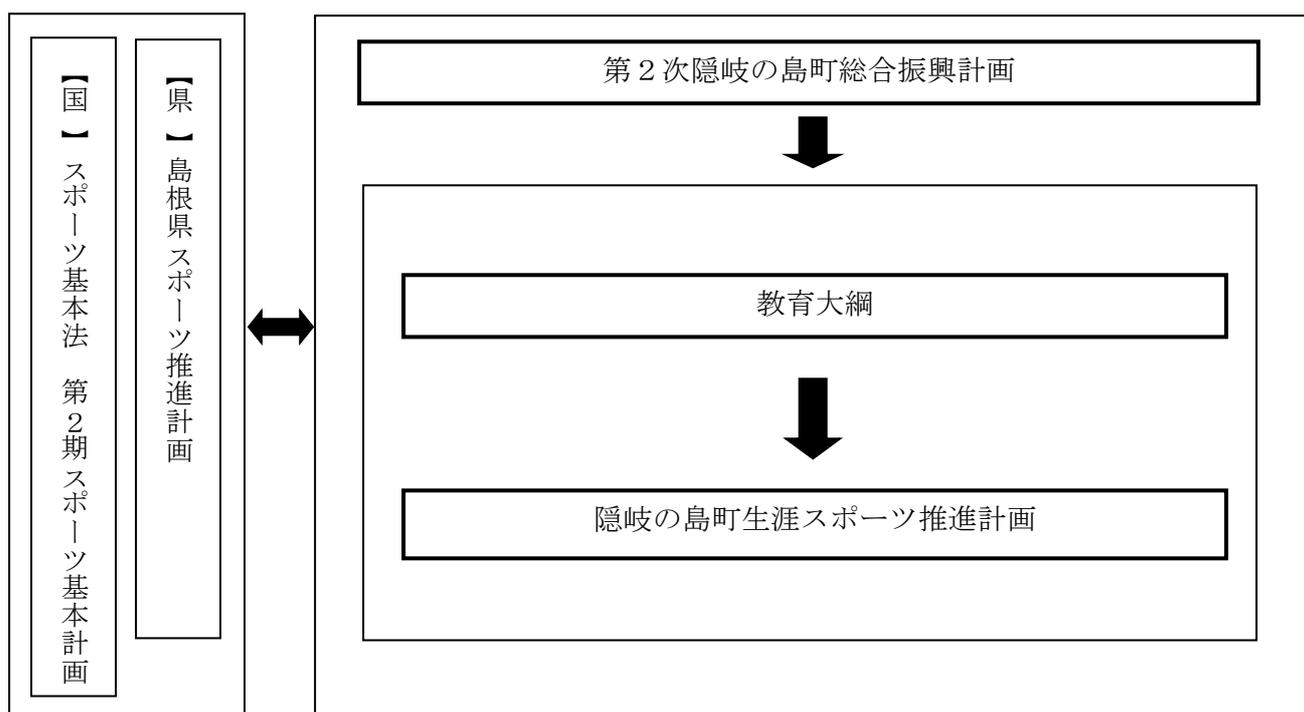
スポーツに対する興味や関心が多様化しており、また、様々な新しいスポーツが誕生していることもあり、住民の誰もが、年齢、体力、技能、興味や目的に応じて、気軽にいつでも、どこでもスポーツに取り組むことのできる環境整備が求められています。

こうしたことから、本町の特性を活かしたスポーツ施策を、総合的かつ計画的に推進するため、隠岐の島町生涯スポーツ推進計画を策定します。

## 3、推進計画の性格と位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づく「スポーツの推進に関する計画」として、また、「第2次隠岐の島町総合振興計画」の教育分野を具体化した「教育大綱」の生涯スポーツの推進に係る計画と位置づけます。

また、国の「第2期スポーツ基本計画」と県の「島根県スポーツ推進計画」を参酌するとともに、隠岐の島町の各種計画と整合性を図りながら進めます。



## 4、推進計画の期間について

推進計画の期間は、2021(令和3)年度～2025(令和7)年度の5ヶ年とします。

## 第Ⅱ章 推進計画の基本理念、目標

### 1、基本理念

スポーツは、遊びとしての価値を基本的に有しています。また、そこから派生する教育的価値などを内包し、その文化的、社会的価値は、より質の高いライフスタイルを構築するとともに現代社会における様々な課題に対しても、その解決に何らかの波及効果をもたらすことも認められています。これからは、全てのスポーツを生涯スポーツとして、種目で区別するのではなく、自分自身のライフスタイルの中で、どのように関わり、継続していくかが重要な課題となります。

基本目標と3本の柱からなる基本方針を定め、生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

### 2、基本目標

わたしたちの町は、人間形成に大きく貢献する生涯スポーツを、老若男女、障がいの有無に関係なく、だれもが、いつでも、自分の好むスタイルでスポーツに関わることができ、気軽にスポーツと接することができる環境を作り上げることで、地域全体が健康で明るく、活力ある社会の実現を目指すために、基本目標を以下の通りとします。

#### 基本目標

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、

スポーツに親しめる健康的な日常をつくろう」

### 3、基本方針

この推進計画は、基本理念に基づき、基本目標を「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる健康的な日常をつくろう」とし、その実現に向けて次の3つの方針を掲げ取り組みます。

#### 方針1 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

スポーツ施設の設置状況は、学校体育施設や町立体育施設など機能的に十分とは言えないながらも各地区に設置されています。これらの既存施設を住民のニーズに応えながら、『だれもが』主体的に活用できるよう取り組みます。

総合体育館・総合グラウンドをスポーツの拠点施設として、『だれもが、いつでも』気軽に利用できる施設として環境整備を行います。また、管理体制の整備を図りながら、地域クラブの育成支援はもちろんのこと、将来、スポーツセンターとしての役割も担えるよう、組織体制の整備に取り組みます。

#### 方針2 健康で活力に満ちた長寿社会、ライフステージに応じた支援

生涯スポーツを推進するにあたり、幼年期～高齢期のライフステージに応じた適切な支援を行う必要があります。特に働き盛り世代には「スポーツ」および「運動」機会の創出を支援し、『いつまでも』充実した生活や健康づくりをおこなうため、スポーツ活動に対する意識や、スポーツ実施率を高めていくことが重要です。住民の『だれもが』、それぞれの年齢や体力、興味・目的に応じて、『どこでも』スポーツに親しむことができるよう支援します。

また、障がいの有無に関係なく、『だれもが』気軽に「スポーツ」と「運動」を実践できる支援が必要となります。

#### 方針3 競技スポーツの振興

個人の能力や各年齢期における発達の段階に応じた指導を行い、競技者が安心して競技に専念できる環境の整備を総合的に推進していく必要があります。

特に次世代を担う、児童生徒の運動能力の状況を的確に把握することは重要であり、学校・地域・家庭との連携のもと教育機能を発揮することを前提に、地域スポーツクラブの人材も活用しながら、子どもが多様な指導を受けられる支援が必要となります。

また、島外遠征及び大会に係る経済的問題等、離島であるがゆえの地理的ハンディキャップを克服していく支援が必要となります。

## 第Ⅲ章 基本方針の現状と課題及び具体的施策

### 基本方針 1 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

#### 〔現状と課題〕

住民の多くは、自らの健康保持のために睡眠、食事、栄養、休養等の生活習慣に留意する一方で、体力の低下や運動不足を自覚しながらも実際には運動への取り組みは少ない傾向にあります。また、気軽に取り組める環境を整えたいと考えている方もいます。

これまでのスポーツ活動は、体育協会や各スポーツ団体等の限られた条件のなかで活動が行われてきました。これからは、高齢者や障がい者の方にも積極的に呼びかけ、『だれもが』気軽に『いつでも、どこでも』参加できる地域活動になるよう、「機会」と「場」の提供はもちろんのこと、参加を促進する環境と体制づくりが重要な課題です。

また、島内の体育施設利用者にアンケートを行った結果、各種スポーツ団体の現状として31種目89団体が活動を行っていますが、今後は、さらに住民の『だれもが、いつでも、どこでも』容易に参加できるスポーツ施設の環境整備と機能の充実を図る必要があります。また、『いつまでも』スポーツを行うために、ウォーキング、ラジオ体操等の「運動」に取り組める環境整備も必要となります。

## 総合体育館各種教室参加者数

(令和元年度:年間参加者数)

	種 目	参加者数	参加者年齢層
月曜日	スポンジテニス	419 人	60 代 ~ 80 代
火曜日	バドミントン(昼)	244 人	40 代 ~ 70 代
	卓球教室	588 人	50 代 ~ 70 代
水曜日	バドミントン(夜)	745 人	20 代 ~ 60 代
	Jr・レスリング	234 人	小学生・中学生
木曜日	ラージボール	285 人	50 代 ~ 80 代
	卓球教室	662 人	50 代 ~ 70 代
	Jr・卓球	252 人	小学生・中学生
金曜日	健康体操教室	353 人	60 代以上
	ソフトバレー(昼)	439 人	50 代 ~ 80 代
	ソフトバレー(夜)	375 人	50 代 ~ 70 代

※各種教室の指導者は、地域住民が担っており相互にスポーツ振興が図られている状況です。

### 【資料考察】

基本方針 2.「健康で活気に満ちた長寿社会、ライフステージに応じた支援」においても、65 歳以上の高齢者を中心に一週間を通して活発な活動がされていますが、若年層および 40 代～50 代の教室参加が少ない状況となっています。

なお、バドミントンにおいては、20 代～60 代の幅広い世代で、一つのスポーツを介し交流が行われています。

## 〔具体的施策〕

### ○体育館及び運動場等の施設整備

本町には町民体育館(4館)、町民運動場(3会場)、温水プール、武道館、学校体育施設が整備されています。各施設の利用団体(競技種目、年齢層)のニーズを的確にとらえ、スポーツの拠点となる施設整備を十分に行い、住民が主体的に利用しやすい環境整備に努めます。

例)施設修繕、大規模改修、器具更新

### ○学校体育施設の開放

学校体育施設開放(体育館開放10箇所、運動場10箇所)の利用状況の把握を行い、利用時間帯などの見直し、カギ管理方法の検討等、地域との共同利用も視野に入れ有効利用の促進を図ります。

例)管理者の整理、管理システムの構築

### ○総合体育館の活用

総合体育館主催の各種スポーツ大会の開催を含め、住民が気軽に参加ができるスポーツイベント・教室を開催するとともに、各種スポーツ大会の支援を行います。

例)体育館主催大会、各教室(スポンジテニス、卓球等)

### ○スポーツ団体への支援

本町の体育施設を利用する団体は、31種目、89団体であり、スポーツ団体に加入している1,721人の方が定期的にスポーツをおこなっている現状があります。種目を見るとバレーボール(ソフトバレー含む)といった団体種目が多く、気軽に参加しやすい軽スポーツが少なく、軽スポーツの普及とあわせ新たな種目・団体を増やす支援が必要となります。

また、各種目の参加者を減らさないための取り組みが必要となります。そのために現状の参加者への快適な運動環境の整備とともに、新規参加者募集の支援が必要となります。

例)軽スポーツの普及活動、スポーツ団体の広報活動支援

### 数値目標(延べ人数)

	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標値)	
町民体育館(4館)及び 町民運動場(3会場)の利用者数	9,100人(体育館) 6,120人(運動場)	9,000人(体育館) 6,000人(運動場)	※
総合体育館の教室参加者数	4,600人	4,500人	※
総合体育館利用者数及び 総合グラウンド利用者数	体育館 24,000人 グラウンド 4,710人	体育館 24,000人 グラウンド 4,700人	※

※目標値の設定根拠 利用者数の増を掲げることが望ましいが、本町の少子高齢化によって人口減少の現状を勘案して、現状維持もしくは、微減の目標値とします。

## 数値目標

(現状:令和2年度アンケート調べ)

	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標値)
スポーツ参加種目	31 種目	35 種目
スポーツ参加者数	1,721 人	2,000 人

※目標値の設定根拠 スポーツ推進委員等を活用した、軽スポーツ等の普及を図りスポーツ参加種目を増やすことを目標とするため増とします。また、スポーツ参加者数については、高齢者および働き盛り世代の増を目指し、2,000 人とします。

## 参考資料 ※1

競技種目	参加者数	競技種目	参加者数
学童野球	60 人	カローリング	15 人
バレーボール	175 人	フラダンス	8 人
ミニバスケットボール	67 人	太極拳	25 人
ソフトバレー	87 人	ヨガ	60 人
サッカー	25 人	社交ダンス	10 人
野球	67 人	フォークダンス	57 人
バスケットボール	124 人	ジュニアレスリング	7 人
卓球	108 人	軟式野球(中学)	19 人
バドミントン	110 人	ソフトテニス	62 人
ラージボール	22 人	硬式テニス	17 人
スポンジテニス	83 人	柔道	61 人
マット運動	10 人	ターゲットバードゴルフ	39 人
軟式テニス	9 人	相撲	51 人
水泳	248 人	グラウンドゴルフ	37 人
剣道	58 人		
合 計			1,721 人

※本町の体育施設利用団体にアンケートを実施した結果です。(令和2年度)

## 基本方針 2 健康で活力に満ちた長寿社会、ライフステージに応じた支援

### 〔現状と課題〕

生涯スポーツを推進するにあたり、幼年期～高齢期のライフステージに応じた適切な支援をしていく必要があります。幼児期では、保育施設での体育活動は行われていますが、就学時までの幼児体育の指導が充実していない現状があります。

幼児体育は、幼児から小学校低学年までの子どもを対象に、健全な身体育成、心身の発達に合わせて基礎的な体力づくりの活動や、身体だけでなく、心の健康や協調性を育てる役割を担っています。このような役割をもつ幼児体育を普及させていく必要があります。

健康で活力に満ちた長寿社会を目指すにあたり、働き盛り世代の「スポーツ」および「運動」機会の創出は重要です。保健課が実施した健康行動調査によると、週2回以上運動する人の割合が下記表のとおり減少傾向にあり、特に働き盛り世代が少なくなっています。

背景には、「運動する機会がない」「運動する時間がない」「運動する場所がない」といった声があります。働き盛り世代に運動を習慣づけるためには、まずは運動を体験させる機会づくり、場所づくり、環境づくりが必要となります。長寿社会を目指すうえで、働き盛り世代の運動機会の創出は、ストレスの発散、介護予防対策、生活習慣病予防、仲間づくりといった意味をなすことから、家庭、企業、地域等の場面に応じた支援や対策が必要となります。

また、障がいの有無に関係なく、『だれもが』気軽に「スポーツ」と「運動」を実践できる支援が必要となります。

	年代	平成26年度	令和元年度
週2回以上 運動する人の割合	20歳代	46.4%	38.8%
	30歳代	27.2%	23.7%
	40歳代	35.2%	25.0%
	50歳代	29.6%	29.2%
	60歳代	49.7%	41.4%
	70歳代	72.1%	58.7%

(令和元年度 隠岐の島町健康行動調査 調べ)

## 〔具体的施策〕

### ○幼児期における幼児体育の充実

保育園・スポーツ施設において、心身の発達に合わせて基礎的な体力づくりの活動や体育を通して、身体だけでなく、心の健康や協調性などを育てることを目指します。

保育及び幼児体育に関わる人たちの学習・研修の場を創出し、知識・経験の向上を目指すとともに、子育て世代の保護者が、意見交換できる環境づくりにも取り組んでいきます。

例) 幼児体育研修会、幼児体育指導者育成

### ○健康増進事業(運動機会の創出)実施機関との連携

「隠岐の島町健康増進実施計画」に基づき、事業を実施している保健課では、成人期(18歳～64歳)及び高齢期(65歳以上)の、「週2回以上運動を実施している人を増やす」を目標に「健康教室」「ウォーキング教室」等の事業を行っています。社会体育における各種スポーツ大会、スポーツ団体の情報を共有し、相互の連携を強化し、成人期以降の運動機会を増やすことに取り組みます。

例) 各種大会・教室の連携

### ○障がい者スポーツの振興

障がいの有無に関係なく、『だれもが』気軽に「スポーツ」と「運動」が実践できるように、軽スポーツを普及させるとともに、スポーツ推進委員を中心に、障がい者施設・高齢者施設を対象に訪問し、軽スポーツ・ニュースポーツの体験活動を行います。

例) 高齢者通所施設訪問等

#### 数値目標

	年齢層	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標値)
幼児体育研修会の実施		未実施	年2回実施
週2回以上運動する人の割合	20歳代	38.8%	42.0%
	30歳代	23.7%	27.0%
	40歳代	25.0%	28.0%
	50歳代	29.2%	33.0%
	60歳代	41.4%	45.0%
	70歳代	58.7%	62.0%

※目標値の設定根拠 健康増進実施計画では週2回以上運動を実施している人を増やすとしており、具体的な目標値は掲げていませんが、本計画では概ね3～4%の増を目標とします。

### 基本方針 3 競技スポーツの振興

#### 〔現状と課題〕

本町の優れた素質を有する競技者に対し、専門的な知識・経験が指導者に不足していることや、一貫した強化体制の環境が整っていない現状があります。個人の特性や各年齢期における発達の段階に応じた指導を行い、競技者が安心して競技に専念できる環境の整備を総合的に推進していく必要があります。

児童生徒の運動能力の状況を的確に把握することは重要であり、学校・地域・家庭との連携のもと、教育機能を発揮することを前提に、地域スポーツクラブの人材も活用しながら子どもが学校で多様な指導を受けることができるよう配慮する必要があります。

また、中学校時の部活動においても 2023 年度以降、「学校部活動」から「地域部活動」への変革をむかえます。国や県の動向に柔軟に対応できるよう、本町としての現状と特性を十分に把握する必要があるとともに、子どもたちの競技力向上のため、不便さや不平等が生じない取り組みが必要となります。

島外遠征及び大会に係る経済的負担が、本町の競技スポーツ振興に与える影響は大きく、その負担軽減の取り組みが必要となります。

また、将来を担う子どもたちがスポーツで「夢」を語り、「夢」を実現できる環境（ネットワーク、競技支援体制）の整備が必要となります。将来、スポーツでプロを目指すための支援も今後必要となります。

その他にも、スポーツに関する地域連携を図る人材として、スポーツ推進委員が本町には存在します。この委員が、地域、公民館、学校を連携する活動をおこなうとともに、委員の活動を広く住民に周知する必要があります。

## 〔具体的施策〕

### ○小・中学校スポーツ活動の支援

学校や地域で活躍する小・中学生が質の高いスポーツ活動を展開できるよう、学校と地域スポーツクラブ、小・中学校体育連盟等と十分な連携を図ります。また、「学校部活動」から「地域部活動」への変革に柔軟に対応できるよう、地域スポーツクラブと連携するとともに、地域スポーツクラブへの加入者を増やす取り組みを支援します。

また、各種スポーツ団体の競技力向上のため、小・中学生が島外の子どもたちと、同じようにスポーツ活動が行えるよう、各種大会及び練習試合等を含めた島外遠征の際、遠征費負担によってスポーツ活動に制限がかかることを防ぐための支援を行います。

例)クラブ等生徒募集の広報誌発行、島外遠征事業補助金

### ○全国大会、国民体育大会等に出場する選手の支援

各競技スポーツにおいて、競技者の競技力向上に伴い、県予選を勝ち抜き全国大会、国民体育大会等に出場する選手がいます。全国大会や国民体育大会等に出場する選手や、指導者および引率者の経費負担の軽減を図るための支援を行います。

例)全国大会等出場支援補助金、隠岐の島町体育協会国民体育大会出場激励金

### ○地域スポーツクラブと競技団体との連携

優秀選手の発掘や発育・発達に応じた適切なトレーニングの確立のために、競技団体関係者と連携し、スポーツに関わる指導者及び保護者の研修会や講習会等を開催し、資質向上を図ります。

例)指導者講習会の実施

### ○競技力向上と指導体制の整備

専門的な資格を有した指導者を育成するため、島外の先進的な指導方法を学習できる機会を設定します。メンタルケアを含めた競技者育成、ケガ予防法など含め競技者が安心して競技に専念できる環境の整備を進めていきます。

例)指導者研修会、メンタルケア講習会等

### ○トップアスリート交流事業の推進

トップアスリートと交流することで、選手及びスポーツ指導者の技術が向上するほか、スポーツに対する意識の高揚や、青少年が夢を抱ききっかけとなります。トップアスリートを招致し、スポーツ教室を開催するほか、スポーツ団体とつながりのある企業を活用し、アスリートとの交流の機会を提供します。

## 数値目標

	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標値)
小学生のスポーツチーム等への加入者数 (重複加入あり)	443人	450人
指導者研修会等の実施回数	年0回	年2回
トップアスリートスポーツ教室開催数	年1回	年3回

※目標値の設定根拠 現状を十分把握したうえで、実現可能な数値目標としました。

## 第Ⅳ章 生涯スポーツ推進計画体系図

# 隠岐の島町生涯スポーツ推進計画体系図

### 基本目標

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、  
スポーツに親しめる健康的な日常をつくろう」

- 方針 1 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 方針 2 健康で活力に満ちた長寿社会、ライフステージに応じた支援
- 方針 3 競技スポーツの振興



### 取り組み

### 関係機関

住民、体育協会、スポーツ推進委員、保育所、小学校、中学校、高校  
隠岐の島町役場（保健福祉課）、各スポーツ団体、各連盟、各企業  
各医療機関、老人福祉施設、隠岐の島町教育委員会



### 進捗状況の把握、提言

### 隠岐の島町スポーツ推進審議会

1. 推進計画の進捗状況の把握
2. スポーツ推進に関する提言

進捗状況を把握して、目的達成に向け提言をおこなう。